

土地の歴史 — パレスチナ所有の根源はどこに — イスラエル入植地の構造 中東百年紛争史 (第4回)

The History of Palestinian Land Possession and Dispossession

森 戸 幸 次

要約

1967年の第3次中東戦争で東エルサレムを含むヨルダン川西岸・ガザ地区がイスラエルの占領下に入って半世紀。この間、イスラエルの歴代政権は占領地で着々と入植戦略を展開して来た。本稿では、(1) パレスチナの土地が何を根拠に、いかなる手段により接収されてきたのか、(2) ユダヤ人の入植地はどのように建設、拡張されて来たのか、(3) パレスチナの土地所有の根源はどこにあるのか—を、土地の歴史に遡って明らかにしたい。

キーワード

1858年オスマントルコの「土地法」、英国委任統治の「土地紛争解決法」、1979年エレンモレ最高裁判決、1967年国有地化宣言、1907年ハーグ条約、ユダヤ入植戦略

第6章 パレスチナ 土地所有の変遷

第7章 イスラエル入植地の構造

「人類の歴史の陰湿な皮肉の中で、これ以上に人間性の邪悪さと救いがたさを明らかにしたものはないだろう。つまり、ユダヤ人は恐るべき 迫害の憂き目に遭った直後に、ナチスから塗炭の苦しみを受けた教訓を生かそうとはしないで、自分たちがユダヤ人として被害者になったのと同じような犯罪を、加害者として再び犯さないようにするのではなく、今度は自ら新たな民族主義者になって、自分たちの父祖が住んでいた郷土に今アラブ人がいるという理由から、自分よりも弱い民族を犠牲にして迫害したことである」(アーノルド・トインビー)¹⁾

第6章 パレスチナ 土地所有の変遷

さて、ここで、紛争の根源であるパレスチ

ナの領有権をめぐる土地所有の歴史を探ってみよう。1967年の第3次中東戦争で東エルサレムを含むヨルダン川西岸・ガザ地区がイスラエルの占領下に入って、半世紀以上の歳月が流れた。この間、イスラエルの歴代政権は占領地で着々と入植政策を推進、展開して来たが、いったい、パレスチナの土地が何を根拠に、いかなる手段により接収されて、ユダヤ人入植地が建設、拡張されて来たのだろうか。そもそも、パレスチナの土地所有の根源はどこにあるのだろうか。パレスチナの西岸問題の第一人者として知られるラマラ在住弁護士ラジャ・シェハダ氏²⁾ の名著『土地法』(1993年) や筆者の現地での実態調査などを基にしながらいパレスチナの土地変遷の歴史を概観してみる。

¹⁾ ARNOLD J. TOINBEE, *A STUDY OF HISTORY*, ABRIDGEMENT OF VOLUMES VII-X, p177.

土地所有の歴史²⁾

パレスチナの土地所有の歴史はアラブ人がイスラム教徒として征服した7世紀まで遡ることができるだろう。アラビア語で指導者・征服者を意味するアミール/エミールとその後のオスマントルコの支配者・征服者を意味するスルタンはアラブの土地を自らが征服した所有地と見做して来たが、この征服地の所有権については、現地に住む原住民による土地使用(用益)によって制限を受けるという原則が適用されて来た。この原則はイスラム教ハディースの教義に基づくもので、もし3年間にわたって耕作しないで未墾の土地として放置されると、土地の所有権は失われるが、これに代わり他の第三者が耕作すると、土地の所有が可能になる。これがパレスチナの土地所有の仕組みだが、たとえ征服者のスルタンやエミールこそがパレスチナの土地の所有者だと見做したとしても、実際には、現地住民からの協力が必要なので、彼らから所有権を完全に剥奪するのは(征服者にとって)あまり利益とはならず、むしろ収穫物への課税や軍役(兵役)を課すほうに関心があった。例えば、農作物から「ウシュリ」(アラビア語で十分の一の意味)と呼ばれる十分の一税を地元住民から徴収したり、非イスラム教徒の住民には「ハラージ」(アラビア語で歳出/費用を意味するハラジュに由来)と呼ばれる土地税=年貢の納付義務を課したりして来た。

こうしてパレスチナの土地は、エミールないしスルタンから地元住民に対して付与される土地=ムルク(支配、所有を意味するアラビア語)制度に組み込まれるようになったが、

エミールないしスルタンは征服地に対する最終的な所有権を保持している、「ハラージ」対象の土地などで土地の相続権が争われたり、土地税の徴収が困難な時には、こうしたムルクの土地での接収が行われたりした。スルタンはまた、イクター制を導入して領民たちに耕作権を付与したが、三年間耕作しないと、この封土は没収された。

こうしてパレスチナの土地は大半がエミールの所有権の下に入り、エミールとかミリの土地と呼ばれるようになった。

オスマントルコ時代

オスマントルコの時代になると、シパーヒスと呼ばれる軍事指導者たちに軍役の見返りに付与されるティマルとジアメトと呼ばれる封土(領地)があり、前者は戦時に武装騎士団を提供、後者は前者よりもより大きな封土を付与されるものの、土地から上がる収益を前者より五倍ないし十倍年貢として納める義務を課せられた。このシパーヒスと呼ばれる軍事指導者が死去すると、長男の嫡子に譲渡されて封土が世襲される仕組み。シパーヒスは自分の土地に住む義務を課され、自ら耕作し、こうした領地で働く小作人から借地料を得る。

しかし、こうした土地所有制度は、シパーヒスが軍役を逃れようとして自分の封土を他者に譲渡してしまうなど、うまく機能しなかった。そこで、1839年、イスタンブールの中央政府はこれを廃止し、代わりに小作人から借地料として収税する任務を担う農民による収税役制度(ムルタジミーン)を導入した

2) ラジャ・シェハダ氏は1951年ヤッファ生まれ。ロンドン大学で法学を修め、父アジズ氏とともにラマラを拠点にパレスチナ人の人権擁護運動を旗揚げ、1979年AL HAQを創設、『パレスチナの土地』(1982年)、『占領地パレスチナの境界を越えて』(2017年)などの著作で知られ、西岸問題の第一人者。父アジズ氏は1985年、イスラエルとの2国家共存思想を唱えたため、パレスチナ過激派の手で暗殺され、この遺志を継承して活発な弁護、著作活動を続けている。2007年に発表したPALESTINIAN WALKS-NOTES ON AVANISHING LANDSCAPE, PROFILE BOOKS

LTD, London で2008年THE ORWELL PRIZE 受賞。

3) Raja Shehadeh, THE LAW OF THE LAND, Palestinian Academic Society of International Affairs, Jersalem, 1993. Shehadeh, OCCUPIER'S LAW, Prepared for the WEST BANK affiliate of the International Commission of Jurists, Institute for Palestine Studies, Washington, 1988. 森戸幸次『ミドルイース・トウオッチング』、第三書簡、1986年、第2章「イスラエルの野望-占領地入植戦略の実態」pp.58-77。

が、この収税役に大きな権限を付与したため、そして中央からの監督不足などもあり、ゆすりや権力の乱用が横行、結局、この新しい制度もうまく機能しなかった。そこでまた、こうした農民による収税役の権限を制限しようと、アラビア語で徴税請負人を意味するムハーシリーンと呼ばれる収税吏に代えたが、これもうまくいかなかった経緯を辿った。そこで、オスマン政府としては、なんとかして国庫を潤すような土地所有制度の導入を編み出そうと腐心した。

「土地法」の成立 - 登記制の確立

そして1858年、オスマントルコ統治下にあるすべての土地の登録・登記を進めて土地に対する法的な所有権を確立し、徴税することを目的とした土地法（Land Code）が初めて法制化された。これによってこれまで従来の土地所有制度はすべて廃止されることになった。

これを受けてパレスチナでは、スルタンが所有するミリの土地に帰属する土地が大半のため、この新たな土地法のもとで中央政府から派遣された執行者/代理人によって接收され、これはまず財務当局の手で進められ、その後、タブ（トルコ語で土地の意味）と呼ばれることになる土地登記制度が確立された。

これ以降、パレスチナの土地所有権は、タブ料と呼ばれる土地購入の代金を事前に支払えば国家から付与されて、所有者は帝国番号を記した土地の権利証書（Title Deed）を手にいれることができるようになった。

いったい、なぜ1858年になって初めてオスマントルコ政府はこうした土地法を導入したのだろうか。19世紀初頭、欧州とりわけフラ

ンスの法と統治の影響がオスマントルコ帝国の知識層に及び始め、トルコの国会議員たちはフランス制度を見習って法制化の動きが始まった。この頃、マジエレと呼ばれる市民法（Civil Code）も同時に法制化されたが、この土地法が導入される以前は、あまりアラビア語が話せない裁判官たちはイスラム法などに基づいて判決を出すなど、弁護士、裁判官、民衆の間ではまだ確たる法の観念が生まれておらず、こうした障害を乗り越えようと市民法の法制化が図られ、土地などの不動産に関する案件も処理されるようになった。今日の西岸地区への適用もこの土地法と市民法の効力を有している。

土地の分類

まず、パレスチナではこれまでにどのように土地所有が行われて来たのかを見てみよう。イスラエルの占領が50年前の1967年6月に始まった時点で、西岸の土地は全体の3分の1が登記されていたに過ぎなかった。この土地に対する登録手続きは、英国の委任統治時代（1918-1948年）に「土地法をめぐる紛争の解決」法律に基づいて始められ、ヨルダン統治時代（1948年-1967年）も同国政府の手で土地登記を続けたが、遅々として進まなかった。しかし、この法律はイスラエルの占領下に入った67年に全面的に停止された。

67年戦争以前、土地の所有はすべてオスマントルコ時代（1516年-1918年⁴⁾の「土地法」（1858年）を根拠にしており、オスマントルコ当局ないし英委任当局が発行した土地登記証明書や納税証明書、それにヨルダン法に基づく土地の権利証があれば、土地の所有権を証明することができる。これまでにヨルダン

4) オスマントルコ時代は、パレスチナを含むシリア地域の属領について各州（ウィラーヤ）に行政区分されており、その下にサンジャク（県）、さらにカダー（郡）を設置、1858年に「土地法」が施行された当時、シリア地方はダマスカス州、アレppo州、ベイルート州、レバノン県、エルサレム県、デリーゾール県にそれぞれ分割統治され、各州知事（ワーリー）はイスタンブールの中央政府の直接指揮下におかれた。そして各

知事の指令を受ける県令（ムタサッリフ）、代官（カーイムカム）が存在。州知事と県令にはトルコ人の軍人、官僚が任命され、一部の県令や代官のほとんどには地元のアラブ人が任用された。これらの地方行政官は縁故や賄賂などで手に入るため、モラルは低く、腐敗が横行していた。小串敏郎『東アラブの歴史と政治』、勁草書房、1985年、6-7ページ。

の立法措置やイスラエルの軍政令などのよって修正されたものの、この土地法は理論上、基本的に今日まで効力を有している。同法によれば、パレスチナの土地はすべて以下の5つの範疇に分類されている。

(1) **ワクフの土地** - イスラム法に基づいて寄進された土地。ワクフ (Waqf) とはアラビア語で寄進財産を意味し、シャリーア (イスラム法) においてある財産の所有者がその所有権は保持しながら、その使用権=用益権のみを特定の目的のために放棄する行為を指す。土地の所有者の専有・独占権が外されてアラーの神の所有に移り、土地を使用する権利のみが人の利益に適用される。この寄進は譲渡と世襲相続ができない。この中には、家族に寄進された土地 (ワクフ・ドウリ) という種類があるが、この場合はこの土地から得られる利益をすべてこの家族の側に確保され、シャリーアに基づいた法的、宗教的な最高の処罰によって国家や政府役人による没収、押収、差し押さえ措置から保護されている。

(2) **ムルクの土地** - スルタンが地元の原住民イスラム教徒に付与した土地。非イスラム教徒に付与した土地はハラージと呼ばれる。ムルクの土地の起源は、スルタンが征服した土地 (ムルクとはアラビア語で所有、支配の意味) に住む住民のイスラム教徒と非イスラム教徒に付与したウシュリ (十分の一税) とハラージに由来し、1858年の土地法施行後は、この2つの土地に加えて、町や村の建物の敷地とか、町村の境界にある半ドナムを越えない広さの宅地、次に述べるミリの土地とは異なるが有効な方法でムルクの土地に変更された土地にまで拡大された。

(3) **ミリの土地** - スルタンの私有地 (ミリとは、エミール/アミール=アラビア語での指導者、征服者の意味) に由来する言葉。パレスチナの土地はすべて征服者=スルタ

ンの所有地とされており、主に村落に近い耕地、牧草地、夏冬の放牧地、森林地帯などが含まれる。

(4) **マトルークの土地** - 放置された (マトルーク/Matrouk) 土地。公道、共通の放牧地といった公共目的のために国から放置され (Tarak、アラビア語で去る、放置する、捨てるの意味)、公共用地に供される。

(5) **マワトの土地** - 死んだ (マウト/Mawat) 土地。山、岩地、石ころだらけの土地などの空き地、土地登記の所有者のいない放牧地、町や村から離れて人の声が聞こえないほど遠い場所にあり、このような死地でも必要な者は当局の許可を得た上で、この土地の所有権がスルタンに帰属するとの条件のもとで耕作できる。

このように、パレスチナの土地は以上の五種類に区分されて、英国委任統治時代の「土地法をめぐる紛争の解決」法によって登記が進められたが、しかし、イスラエルの占領が67年6月に始まった時は、登記されていた土地が全体の3分の1にしか過ぎなかった。そしてイスラエルは占領とともに、占領地へのユダヤ人の入植活動を推進するために必要な入植用地を確保する方法を編み出した。ラジャ・シェハダ氏によると、この具体的な手段として、次の6つの方法がする。

- (1) 「国有地」と宣言することで土地を接収
- (2) 「放棄された土地」と宣言することで土地を接収
- (3) 「軍事目的」のために土地を接収
- (4) 「軍事目的」のために土地を閉鎖地区とすることで接収
- (5) 「公共目的」のために土地を接収
- (6) パレスチナ人から土地を購入

ラジャ・シェハダ弁護士によると、オスマントルコの「土地法」には、「国有地」とか「公有地」といった区分はなかったが、英国委任

政府は1922年の総督令で、新たな区分として「公有地」を導入、総督令では、(1) 条約、協定、合意あるいは継承によってパレスチナを統治する政府の支配を受けるすべての土地、(2)「公共目的」のために接収されるすべての土地と定義されている。この定義から、ここで言う「公有地」とは、パレスチナを統治する政府の支配下にある土地と、公官庁の建物など公共目的などに供される土地に限定され、一般の人に譲渡された土地は含まれない。(1) スルタンの私有地であるミリの土地、(2) 公共目的に使われるマツルークの土地、(3) 死んだ土地と呼ばれるマワトの土地は、いずれもイスラエルによって「国有地」と宣言され、入植用地として接収される対象になっている。だがしかし、最終的な所有権を保持するスルタンは実際には支配権を行使していないので、(1)、(2)、(3) ともに「公有地」には含まれないことになる。

英国の委任統治を担う高等弁務官はパレスチナの土地の最終的な所有権を持つスルタンの地位を引き継ぎ、理論上、パレスチナすべての土地に対する所有権を継承、そしてこの後、ヨルダン政府も基本的に同じような手続きを踏襲して来た。

イスラエルの「国有地」化宣言 - 1967年

以上が、パレスチナがイスラエルの占領下に置かれた1967年6月以前の「土地法」と登記に関する当時の状況であった。ところが、西岸が占領されてイスラエル軍政下に入った1967年7月31日、「国有地」に関するイスラエル軍政令第59号が布告されて、新たな状況が出現した。この軍政令によって西岸の土地は「国有地」と宣言され、次々と入植地に回される事態になった。この軍政令はつぎのような内容になっている。

I (第1条項) - 「国有地」の定義 - 国有地とは、特定の日に、①敵の国家、あるいは②敵の国家が権利を所持していた邦人組織 - のどちらかに属していた土地。また国有地とは、①または②のどちらかの名前で特定の日に登録/登記された土地。さらに、国有地とは、特定の日に、①あるいは②の

どちらかがパートナーを組んでいた土地。そして最後に、国有地とは、①あるいは②のどちらかがパートナーである法人組織に属していた土地

II (第2条項) - この軍政令の執行者に任命された者は、国有地を所有し、この目的のために必要ないかなる行動をも実行することができる。

この軍政令によって、西岸の土地の数十万ドナム (1ドナムは1000平方メートル) が国有地と宣言され、ユダヤ人の入植者に供された。ラジャ・シェハダ氏の論文「西岸占領地のユダヤ人入植問題」(1983年5月)によれば、イスラエル政府の入植政策とは、(1) ユダヤ人入植のために法的手段を用いて入手し得るすべてのパレスチナ人の土地を接収する、(2) 未接収の土地では、パレスチナ人の開発は可能な限り阻止する - ことが、最大の目的であり、西岸占領を通してこれまでにイスラエルがパレスチナ人の土地を接収し、ユダヤ人入植者に引き渡す方法が確立されたという。

この西岸の土地の国有地化を宣言した軍政令第59号についてシェハダ氏は、占領期間中に政府資産の管理人がヨルダン政府の土地を管理できるようにするのが、元々の趣旨だったと解釈、この目的達成のために、同軍政令はイスラエル軍の現地司令官に対し、ヨルダン政府の土地を管理する方法を準備する権限を付与している。これによって政府資産の管理人はヨルダン政府の土地を管理するとの軍政令に基づいて占領が終結するまで自らの義務を果たすことが可能になる。だが、実際には、この軍政令によって、未登録(登記)の土地が国有地と宣言されてユダヤ人入植者に供されており、この軍政令の趣旨は不当かつ不法に拡大して解釈されている。このことは、政府資産の管理人に国有地の所有を認め、この目的のために必要な行動を実行する権限を定めた同軍政令の第2条項に違反している。なぜならば、この軍政令の趣旨に照らして、政府資産の所有権と用途を私用の目的のために長期にわたって個人のユダヤ人入植者に譲

渡ることが必要とは考えられないためだ。

西岸の土地の国有地化を宣言するため、イスラエルがこの軍政令第59号を拡大解釈して使い始めた時期は1979年に遡る。1977年に政権の座に就いたリクード政権が西岸で入植活動を強化する決定を下した時期に一致している。これより以前は西岸の入植用地として接収された土地はさほど大きくはなかった。これまでのような従来の入植用地の接収方法は、大規模な入植活動を推進しようとしていたリクード政権にとって、十分ではなかった。そこで、リクード政権としては、入植用地を接収する合法的な方法を検討するため、西岸全域で土地の所有地と登録（登記）状況に関する包括的な調査を実施した。この土地調査は「イスラエル土地公社」の管轄下に置かれている「不在管理局」の手で1979年12月に始まった。

この1979年という年は、これから入植用地を手に入れるための新しい方法の獲得を促進する重要な事件が起きた年だった。すなわち、エロンモレ事件に対する最高裁判決がそれである。ユダヤ人の過激な入植活動で知られる「グシュ・エムニム」（信徒の集団）が西岸ナブルス市の東郊に入植地の建設を計画、政府もこれを承認し、援助したところ、地元のパレスチナ住民が訴訟を起こした。入植地が国家の安全にとって必要なのか、それともイデオロギー上の問題なのか大きな争点となった。

この裁判で最高裁は、国家の安全保障を理由に入植地建設のための私有地接収を正当化できないとの判断を示した。1907年のハーグ条約はイスラエルが1967年に占領した領土に対する統治権を拘束しているとも指摘し、軍当局による土地の接収や私有地をめぐる事件で裁判所に持ち込まれる訴訟に関しては、次の2つの制約を設けた。

- (1) 最高裁は土地の所有権をめぐる争いを仲裁しない。
- (2) 私有地の接収のみ、最高裁への訴訟で

阻止ないし取り消すことができる。

この最高裁決定は、将来入植用地の接収に用いられる新しい方法を示唆したものだ。軍政令第59号は既に発動され、先の第2条項は次のように修正された。「責任ある者が土地は国有地である旨文書で認め、署名した場合、当該地は反証が成立しない限り、国有地と看做される」、つまり、国有地化の宣言に反対する者には、立証の義務が課されたわけである。

他方、「不在地管理局」による包括的な調査の結果、西岸の土地は大半が未登録（登記）の状態にあり、どれもがミリの土地、マツルークの土地、マワトの土地のいずれかの区分に属することが分かった。そこで、イスラエル政府は、この3つに属する未登録（登記）の土地を国有地とする決定を下し、土地の国有地化宣言が次々に行われた。これに異議を申し立てる場合、「異議申し立て委員会」という名の管轄裁判所がある。しかし、この委員会は、国有地化を宣言するイスラエル軍当局の手で自ら管理、運営されている。

こうしてイスラエル軍当局は、入植地の土地収用プロセスと異議申し立ての訴えを完全にコントロールできる態勢を整えるに至った。シェハダ氏によれば、この結果、西岸では数十万ドナムの土地が急速に接収されるようになり、このプロセスは今なお続いているという。

ここで、『土地法』の著者であるパレスチナ人のラジャ・シェハダ氏の見解を紹介する⁵⁾。

— 西岸の土地は、法的に見ていったい誰のものなのですか。西岸の土地はどこの国の主権に帰属しているのですか。1967年のイスラエル占領前までヨルダンがこの土地を統治していた訳ですが、この法的な根拠はどこにあるのですか

シェハダ氏 — 「ヨルダンの初代国王アブドゥラーが、ヨルダン川東岸を版図とするトランスヨルダン王国を宣言した後、1948年

⁵⁾ 1993年1月7日、ラマラの事務所での筆者とのインタビュー。

のパレスチナ戦争で西岸の大半を制圧し、その年12月に両岸の統合を宣言して、現在のカシェム家ヨルダンと国名を改称しました。これを受けてアブドゥラーは1950年、エリコで西岸のパレスチナ人代表が参加した会議—これには私の父（アジーズ・シェハダ）も出席したのです—を開き、両岸の統合を求める決議が承認されたのです」。

—でも、イスラエル側は、この併合措置は国際的に承認されておらず、帰属は今なお係争中なので、ヨルダンの主権は認められていないと主張していますね。

シェハダ氏 — 「歴史的に言って、ヨルダン政府はオスマントルコ時代の土地法を踏襲し、これを施行、これに基付いて主権を行使し、住民もこれを受け入れてきた事実があります。だから、この土地はヨルダンの主権に帰属すると言えます」

— 西岸の法的な地位はどのように変わってきたのでしょうか。

シェハダ氏 — 「西岸の土地所有は、約4百年にわたって支配していたオスマントルコ時代の土地法に依拠しており、この法律は理論上、今なお生きています。英国委任統治政府の高等弁務官は、土地の最終的な所有権を持つスルタンの地位を引き継ぎ、パレスチナのすべての土地に対する最終的な所有権を継承しましたが、ヨルダン政府も同じような手続きを踏襲してきました。この土地法によれば、西岸の土地は住民に帰属していました。土地の5%が当局に帰属し、残りの95%は住民の側に登記されていました。ところが、1967年のイスラエル占領により、情勢は一変し、西岸の土地は住民のものであることが何らかの形で証明されない限り、占領者のものであると考えられるようになりました。この結果、西岸の土地が次々と国有地と宣言され、ユダヤ人の入植用地に回されることになったのです。これまでにイスラエル側に撰取された土地は西岸全体の40～60%に達したと言われています。ユダヤ人が、このパレスチナの土地は神から与えられた約束の土地だと言い張るのでしたら、私たちの信じる神（イスラム教）は、そんな約束はしていないはずだと反

論できませんが、そのような神学論争は不毛です。この西岸の土地が以前どのような法的に地位にあったにせよ、1967年にイスラエル軍が占領し、この結果、被占領地になったと言う事実こそがもっとも重要だと思います。イスラエルはこれまでに国有地化などで土地を接収して様々な変更を加えてきており、最終的にはパレスチナ住民に代わって、この土地の所有者になろうと狙っているのかもしれない」。

第7章 イスラエル入植地の構造

西岸最大の入植地 - マアレアドミム

赤茶けた小高い丘陵地帯にオレンジ色の屋根を頂いた瀟洒なアパート群が軒を連ねる。ここはエルサレムから東方12キロに位置する西岸最大のユダヤ人入植地マアレアドミム。1975年の労働党政権時代に建設されたこの入植地はエルサレムのベッドタウンとして発展し、現在人口3万4千人、さらに4万人増える見込みだ。面積は47平方キロでイスラエル最大の商業都市テルアビブに匹敵する広さだ。西側に隣接したE1地区（12平方キロ）に新たに3500戸/2万人の住宅地区を建設し、エルサレムとドッキングし、同様に西にあるパレスチナ人の町アブディースの分離壁にG1地区の開発を進めば、将来は人口10万人の大都市になる。これによりエルサレムと合併して大エルサレム圏が出現することになる。西岸で進む分離壁にマアレアドミム市もイスラエル領内に囲い込まれ、同市を迂回するパレスチナ人専用のバイパス道路の建設が進んでいる。

イスラエル入植戦略の実態

パレスチナのヨルダン川西岸・ガザ地区が1967年にイスラエルの占領下に入って以来、2017年で半世紀が経過したが、この間イスラエルの歴代政権は占領地へのユダヤ人入植政策を押し進め、とりわけ1977年6月のリクード政権以降、この入植政策は占領地の併合を目指すリクードの包括的な戦略と位置付けられて来た。1981年8月、当時のベギン首相（リクード）は、西岸・ガザ地区で全面主権を宣

言すると言明するなど、占領地の将来にはっきりした方向性を打ち出した。1981年末ごろから、イスラエル政府は入植奨励のために入植希望者に経済上の優遇措置を与え、同国の中間層に易い値段で住宅を提供、安値でデベロッパーに土地を提供、住宅の購入希望者にはローンを貸し付ける。西岸のフィムの入植地では普通25万ドルの一戸建てが9万ドルで入手できる。エルサレム近郊の入植地では3ベッドルームのフラットがわずか8万ドルという安価だ。1981年10月にイスラエル当局はエルサレムーラマラ間にあるギボンに252戸のビラを建設して入植希望者に特別ローンを融資して6万5千ドルで売り出したところ、わずか3週間で完売、エルサレムやテルアビブで住居を持っていない中間層のイスラエル人たちが大半を占めたという。

(1)「イスラエル入植委員会」

イスラエル政府は西岸に新たな入植地の建設と既存の入植地の拡張計画を決める「入植委員会」を設置、イスラエル法務省の法律専門家が必要な入植用地を検討している。この入植計画が決定されると、直ちにイスラエル土地公社に伝えられ、同公社の管轄下にある不在地・国有地管理局が当該地の支部に地元のみフタール（長老）を呼び出す。同支部の管理官は、国有地と宣言された土地にこのクフタールを連れ出し、「この土地です」と指し示す。土地の所有者とされる地元民らにこの旨を通知するのは、ムフタールの役目である。仮にこの決定に不服の場合は、地元民たちは「異議申し立て委員会」に訴えるよう申し渡される。

このように、かなりあいまいな形で土地が国有地化されるため、対象の土地や地所の境界をめぐって、しばしば混乱が生じる。土地の所有者は、入植地建設のための聖地用ブルドーザーが自分の地所に入ったのを見て初めてこの土地が国有化された事実を知るケースはよくある。こうしたことが起きるのは、多くの、ムフタールがイスラエル軍当局に任命され、地元住民との関係がよくないためである。しかし、土地の所有者が国有地化の宣言

文書を受け取る時、地図のコピーには宣言の対象区域や地所の境界線が太ペンで描かれており、これを見て地主は、問題の地所の位置を正確に確かめることになる。だが、「不在地・国有地管理局」はあまり協力的な態度を示さない。しかし、何とかして問題の土地を正確に見つけ出して第一関門をくぐり抜けたら、次は当該地に対する所有権を主張する者は「異議申し立て委員会」に対し、国有地化宣言を不服として訴えることができる。ところが、「異議申し立て委員会」に訴えるか否かを決めるにあたって、考慮しなければならないのは、国有地化の宣言自体は単に宣言的な性格であって、決して法令的な性格のものではないという事実である。仮に管轄の裁判所が国家に有利な判断を下せば、それは当局の（国有地化の）決定に法的な重みを加えるだけであろう。

(2)「異議申し立て委員会」

国有地化宣言の訴訟に関する軍政令第172号によると、訴訟の当事者は問題の土地が国有地でないことを立証する責任を負っており、専門の測量技師が作成した問題の土地を示す実測図を訴状と一緒に提出しなければならない。この実測図はいろいろな訴訟当事者が主張する地所の境界線を正確に示したもののだが、問題の土地が2千ドナム以上の場合を考えると、これだけ広いと土地の実測図を用意するには、相当の費用を要する。この軍政令によれば、訴訟当事者は訴状に加えて、自分の土地の所有権の根拠を示す宣誓書や文書類のコピーをすべて提出しなければならない。こうした関係文書類は土地の国有地化宣言が行われてから30日以内の提出を義務付けられている。「不在地・国有地管理局」は訴状に対する回答書を提出し、これを受けてようやく「異議申し立て委員会」の場で訴訟が審議される運びとなる。「異議申し立て委員会」は、土地の納税の領収書や税務局への登記証を本人の所有権を示す十分な証拠として喜んで受け取ろうとしない。土地の使用が所有権を主張する根拠だとしたら、訴訟の当事者は当該地所を過去10年間にわたって耕作地

として使用した事実を立証しなければならない。しかし、一方の「不在地・国有地管理局」は定期的に撮影されている西岸地区の航空写真を利用できる。この航空写真は、当該地所が継続的に耕作されていないことを立証する目的で、「異議申し立て委員会」にしばしば提出される。イスラエル当局は西岸のパレスチナ人農民に深堀り井戸を掘る許可を与えることを拒否しており、このため、農業はたいていの場合、確実性のない降雨に依存しているのが実情。数年間、降雨量が少ないと、土地を耕しても全く意味がない。西岸の住民たちはイスラエルの占領下に入って以来、より安定した賃金を得るために自分たちの土地を離れ、イスラエルの工場で働く場合も多くなっている。

ハーグ条約違反

こうした状況に、「異議申し立て委員会」が訴訟当事者に課すさまざまな条件が重なった結果、訴訟が成功する率が低いのが現状といえる。訴訟に必要とされる測量技師や弁護士に支払われる費用は西岸の平均的な住民が賄うことができる根界を超えている。たとえ訴訟当事者が「異議申し立て委員会」の求める証拠書類の基準に適う者を揃えることができたとしても、同委員会はおお当人に不利な決定を下すことができる。軍政令第59号によれば、「不在地・国有地管理局」と第三者との間で土地売買取引が成立した場合、問題の土地が国有地でないこと立証されても、この取引は破棄されたりしないで、将来も有効とされる（同号第五条）。

以上、西岸の法律が国有地に関する限り、いかに誤って解釈、適用されてきたのかを見て来た。たとえ国有地の定義が正しいとしても、1907年のハーグ条約では、占領国は国有地の単なる用益権者であって、占領地の管理者に過ぎないとされており、占領国は用益権のルールに則り、土地の資産を守り、しっかりと管理しなければならない。用益権者は土地・資産の管理を享受できるが、占領地に実体を損ね、性格を変更したりできないはずである。

こうして「国有地化」などの方法によってこれまでに接収された西岸の土地は全体5500平方キロの60%以上に上っており、「西岸・データベース計画」などの報告によると、2840平方キロが「未開発の土地」として接収され、入植用地のほか、軍事目的、高速道路、公園用などに供された。占領から半世紀を経た西岸には、入植地240カ所にユダヤ人62万人が住んでおり、イスラエルの人権団体ベツレムによると、西岸のうち入植地が36.6%を占めている。パレスチナ側が将来の首都と宣言する東エルサレムにはパレスチナ住民32万人には及ばないもののユダヤ人21万人が移り住み、とりわけ旧市街のイスラム教徒地区にも入植を推進するユダヤ人強硬派らが割り込み始めている。

(3) 入植地の運営

これまでにイスラエルが接収した入植用地には、先の「データベース計画」の報告によれば、百万人の入植が可能とまで言われるようになった。ここでは、こうした入植地が実際どのように運営されているのか見てみよう。

ヨルダンの統治時代（1948-67年）は、西岸地方の統治機関として「市自治体」と「村落評議会」があった。イスラエルで適用されている「地域評議会」(Regional Council)と「地方評議会」(Local Council)が西岸の入植地でも同じように組織されており、法令は軍政令の形で西岸に導入されている。入植地の運営に関する法令はイスラエル軍政令783号（1979年3月20日）、「地方評議会」の運営に関する法令は軍政令892号（1981年3月1日）に基づいている。入植地に関する「地方評議会」の機能として一

①入植地の住民に絡んだ訴訟では被委託人（保管人）の役割を担う、②住民の福祉に重要と思われる社会サービスを実践し、管理する、③地域の発展と生活の向上、財政、教育など各分野での発展に努める、④社会サービスなどを計画し、制限し、阻止することができる、⑤灌漑、放牧など農業を管理する、⑥協同組合を設立する、⑦住民に必要なサービ

ス機関を設立擦る、⑧権限の範囲内で証書や免許を発行できる一などがある。

(入植地の租税) - 「地方評議会」は住民に対し、アルノナと呼ばれる会費の形で課税することができる。

(入植地の財政) 地方評議会は外部からの干渉を受けずに自らの財政を管理できる。

(入植地の防衛) - 「警備勤務に関するイスラエル地方条例法」(1961年)に基づいてイスラエル内相は同国の国防相と協議のうえ、入植地の住民に対し、警備勤務に就くことを義務付けることができる。「入植地の警備勤務に当たる組織に関する軍政令第432号」(1971年6月1日付)や「村落警備の条例に関する軍政令第669号」(1976年7月27日付)等によると、西岸地区の軍司令官は入植地警備に関する責任者を任命、この責任者は住民に対し、入植地の防衛義務を課することができる。警備の勤務は18歳から60歳までとされ、特別の事情が認められない限り、警備勤務の義務は免れない。これを拒否した者には、罰則が科せられる。このような一連の入植地防衛に関する軍政令によって、西岸に住むユダヤ人の入植者を守る防衛態勢が確立された。

～ユダヤ教神学校を訪ねて～

こうして確立されたイスラエル政府の入植戦略に基づいて西岸各地で入植運動が活発化、これを推進するための母体になっているのが、入植者を輩出しているユダヤ教神学校の存在だ。その実態を知ろうと筆者はエルサレム西部地区にある「イエシバ・メルカズ・ラビ・クック」という神学校を訪ねてみた。

イスラエル建国前の1924年に設立されたユダヤ教神学校の名門であり、ラビ・クック神学校という名称が示すように、創設者アブラハム・イサク・クック師(1865-1935)シオニズムに共鳴して、世俗的国家ではなくユダヤ法(ハラハ)に基づく宗教国家の樹立を推進したことに始まる。この神学校は学生数450人、出身者たちは全国の学校やシナゴグ(会堂)などでユダヤ教指導者として活躍している。

クック師は1904年に、英国委任統治前のパ

レスチナに移り住み、神学校を拠点に神からユダヤ人に与えられた「約束の地」への入植運動を活発に展開する、入植推進運動の母体を築いた。この神学校はクック師の教えに基づいて、聖書に記述された西岸などの「エレット・イスラエル(イスラエルの土地)」を愛する宗教的な価値観を重視する多くの人々を、イスラエル社会に輩出することに大きな活動目標を定めている。

この神学校を2008年3月、ライフルで武装したパレスチナ人の若者が襲撃し、神学生8人を殺害する痛ましい事件が発生した。西岸入植の母体であるこの神学校にまでテロが迫った事態に衝撃が走った。

2010年3月3日、筆者が訪れた襲撃現場の1階図書館で、学生たちは何事もなかったかのように熱心に聖書の勉強に励んでいた。だが、側壁や窓ガラスには当時の弾痕が生々しく残されており、イスラエル社会に与えた打撃の深刻さを伝えている。案内してくれた校長のヤコブ・シャピラ師(50歳代)は「私はちょうど神学校から外に出たところで銃声を聞いて直に戻ったが、図書館の内部は血の海で、あまりのショックに茫然自失になった。動揺して泣き叫ぶ学生に、テロリストに負けるなど訴えるのがやっとだった。テロリストは誰かの手で送り込まれた」と憤りを隠さない。

この神学校は学生数450人、高校生も300人おり、出身者は全国の学校やシナゴグなどでユダヤ教指導者として活躍している。過激な入植活動で知られる「グッシュ・エムニム」(信徒の集団)はこの神学校の出身者で結成されており、聖書の教えに基づいてエルサレムはもちろん、イスラエル占領下にある西岸南部にあるヘブロンに住むことは当然の権利だと主張する。パレスチナ全域を含む「大イスラエル」を手に入れることはシオニズムの夢を実現することであり、神がユダヤ人に約束した土地に入植することでメシア(救世主)の到来が早まると考える。宗教シオニズムを標榜する民族宗教党(NRP)のビネイ・アキバモシェ・レビンガー師らは1967年の第3次中東戦争後にイスラム教、ユダヤ教、キリスト教の聖地である預言者アブラハムの

墓付近に入植を強行、地元住民との衝突を繰り返している。

神学校のシャラビ校長は、パレスチナ問題の解決とは何かという筆者の質問にこう答えた。

「ユダヤ人は、聖書に書かれたパレスチナを含むすべてのイスラエルの土地に住み、パレスチナ人は古本力で手、隣のヨルダン、シリアなどアラブ諸国に移ることで。もしパレスチナ人がイスラエル国家の支配を受け入れるなら、この国に住むことを認めても良い。こうした考えはイスラエルによる『一国家構想』です」⁶⁾

～衝突の最前線ヘブロン～

筆者は2016年12月から17年1月にかけて約2週間、イスラエル占領下にある西岸南部ヘブロンで現地調査を実施、民家に泊まり込みながらユダヤ人入植者との衝突の最前線の実情を見て回った。

西岸南部最大の都市ヘブロン（20万人）に1967年の占領翌年、「グシュ・エムニム」が北部のキリヤトアルバに入植地を建設、1976年には旧市街にある学校を摂取して超過激派「ユダヤ防衛連盟」などの総勢400人が入植を強行、イスラエル軍に守られながら、地元のパレスチナ住民との衝突が繰り返されている。旧市街に住むパレスチナ人のハシムさん（46歳=当時）家族は1948年のイスラエル独立（ナクバ）で土地や家屋を失い、難民となって故郷を追われ、祖父の代からこの旧市街の住民となって暮らしているが、1986年にユダヤ人入植者が移り住むようになり、静かな生活が一変したという。入植者が隣人となったため、「彼らは時々我が家にやって来てドアを壊したり、我が家の屋根の上から古い冷蔵庫などのゴミを投げ捨てたりする。時々口論になり、私は前歯を折られたこともある。窓には鉄格子を付けて自衛策を講じて侵入を防いでいる。彼らは私たち地元住民を追い出そうとしているのだろうが、祖父の代から難

民としてようやく移り住んだ家だ。この家を奪われたらどこへ行ったらいいのか。絶対にこの地を離れない」⁷⁾

このようにヘブロンはユダヤ人の入植地をめぐって激しい衝突の最前線と化している。市中心部の旧市街にある「マクペラの洞窟」はイスラエルのユダヤ教徒にとってエルサレムに次ぐ聖地であり、パレスチナのイスラム教徒にとってもこの洞窟の上にあるイブラヒム・モスクはメッカ、メディナ、エルサレムに次ぐ第4の聖地だが、2010年2月、イスラエル側が同国の文化遺産に指定して修復作業を開始すると発表すると、世界中のイスラム教徒から猛反発を受けた。ヘブロンは市の20万を含めて周辺地区を合わせると総人口70万を超える西岸最大の地域だが、イスラエル人の始祖といわれる預言者アブラハムが眠る聖廟や古代イスラエル王国のダビデ王ゆかりの地ここに西暦636年頃侵入したイスラム教徒がモスクを建設、両宗教にとって礼拝を分かち合う特別の場所となった。だが、1994年2月、イブラヒムモスクで礼拝中のイスラム教徒29人がユダヤ教原理主義者によって虐殺される衝撃的な事件が発生、このあとヘブロンはパレスチナ自治政府が管轄下に置く「H1」地区（市の80%）とイスラエル軍が管轄する「H2」地区（市のおよそ20%）に分離され、「マクペラの洞窟」はイスラエル兵の厳重な治安保護下に置かれた。この「H2」地区には、パレスチナ人3万5千人が暮らす旧市街のほか、「グシュ・エムニム」ら超宗教過激派の入植者400人が住む7つの入植地（ベイトハダサ、ベイトロマノ、ラマトヤシャイ=テルルマイダナフムホース=エフダバルコシュ、ベイトハシャシャ、ラケルサロニク）が存在するため、地元住民との衝突が日常化している。こうしたユダヤ人の入植地に通じる旧市街の目抜き通り（シュハダ通り）は治安上通行を禁止され、一帯は事実上閉鎖されている。

2010年3月、筆者はシュハダ通りに面した衝突の最前線にパレスチナ人の公立小学校が

⁶⁾ 2010年3月10日、西エルサレムにあるユダヤ教神学校での筆者とのインタビュー。

⁷⁾ 2016年12月、ヘブロンでの筆者とのインタビュー。

あると聞いて訪ねてみた。旧市街を抜けてまずイスラエル軍の検問所で厳重なチェックを受け、市場（スーク）に足を踏み入れると、すべての店は閉鎖され、人通りが全くない不気味な静寂に包まれていた。入植地を隔てるコンクリート製の分離壁には、「パレスチナ人を追放せよ」と地元住民を挑発するスコーガンが随所に見られた。

クルトバ小学校は1971年に創設され、生徒数は1年生から6年生まで毎年平均200人~300人が在籍、教員数15人。パレスチナ自治政府の教育省の管轄下で運営され、年間6000シェケル（1500ドル）が交付されるが、これだけでは教材、ノート、文房具、コピー代だけでも不足。そこで国際的なNGOや地元の有力者などからの寄付などで賄っているのが現状だ。教員は自治政府の公務員なので、月給2000シェケル（500ドル）程度。

この小学校は市中心部に位置し、シュハダ通りを挟んで入植地のベイトハダサ、ベイトロマノの隣りにあるため、衝突が絶えない。2000年~2004年にかけて第2次インティファダが激化した頃、学校が「H2」地区にあるため、イスラエルの軍命令により一時閉鎖された。その後再開されたが、入植者たちから様々な攻撃にさらされ、生徒が登校できなくなり、ほとんど閉鎖の状態が続いた。2006年以降、入植者との衝突を回避するため、始業・下校時間を早め、生徒たちは国連ヘブロン監視団（TIPH）の警護下で通学を続けているが、なお投石などで負傷する者も出ているのが現状だ。レーム・シャリーフ校長（39歳=当時）によると、学校は午前7時30分から始まり、下校は午後零時40分。生徒を収容できる新しい校舎、パソコン、教材などを必要としており、NGOなどに協力を呼びかけているという。シャリーフ校長はヘブロンで生まれ、地元の小学校、中学校を卒業後、自宅からエルサレムのエルクツズ大学で教育学、英語、スポーツなどを修め、このクルトバ小学校で教員となり、2006年から校長を務めている。

る。「私は家庭では3人の息子と娘の母親ですが、この街を離れたヘブロン市民がまた戻って来て学校で学べるようになる日を待ち望んでイマス」(シャリーフ校長)⁸⁾。

西岸・ガザの将来 - 絶望と閉塞感

「私は占領の落とし子です」

1967年生まれのナセル/ジュムアさんは、西岸中部ナブルス市内の事務所で占領の過酷な現実の中で生き抜いて来た自らの半生を静かに振り返った。イスラエルに対する反占領闘争と逮捕、獄中生活に明け暮れたナセルさんは、パレスチナの最大勢力ファタハの地元武装組織アルアクサ殉教者旅団の指導者を経て、2006年1月の自治評議会選挙で政治家に転身した。その理由を「武力を用いた抵抗に限界を感じたため」と説明する。この半面、西岸に国家を樹立するというパレスチナ人の国造りはもはや非現実化しつつあると厳しい認識を示す。

占領から半世紀を経て、西岸では各地で分離壁や検問所が設置され、住民の移動制限が厳しくなり、2005年9月にイスラエル軍が撤退したガザ地区のような封鎖状態が出現しつつある。パレスチナ人は今や自治区の中に閉じ込められ、分離壁によって西岸の土地が大きく削り取られる現実に直面している。パレスチナ内部では、ファタハとハマスの間で主導権争いが深刻化、将来の展望を示せず政治的な行き詰まり状態である。2006年の自治選挙後、勝利したハマスに対して国際社会が経済制裁を発動したため、ガザ封鎖に続いて西岸でも孤立感や閉塞感が急速に拡大した。ナブルス、ラマラ、ベツレヘム、エルサレムなどの亜口では、将来を引かんし、故郷を捨てて欧州や湾岸色など海外へ移住する人々の動きが強まっている。西岸からイスラエル屁の出稼ぎは約4万人だが、ガザのような封鎖が続けば、仕事を失った若者を絶望的な状況に追い込み、過激な行動へ駆り立てる温床になっている。

⁸⁾ 2010年3月8日、ヘブロンのクルトバ小学校での筆者とのインタビュー。

西岸返還 事実上不可能に - 進む「パンツスタン化」

全長870キロに及ぶ分離壁の完成で、西岸は全体の8%領土を削り取られ、西岸に点在する入植地約240カ所（62万人=東エルサレムを含む）のうちこの分離壁のフェンスを境にパレスチナ側には92カ所（18万人）が取り残される。他方、これとは逆にイスラエル側にはパレスチナ人1万人が組み込まれてしまう。こうして分離壁によって西岸地域は、(1) ナブルスの北部地域、(2) 東エルサレムの中中部地域、(3) ヘブロン南部地域-に3分割・分断されパレスチナ人をイスラエル側から分離して、彼らを居住地内に閉じ込めて外部から支配する統治システムが出来上がる。イスラエルの「西岸データプロジェクト」元代表メロン・ベンベニステさん（73歳=当時）によれば、今日の事態がさらに進むと、分離壁の閉じ込められたパレスチナ人の居住地区は旧南アフリカのアパルトヘイト（人種隔離政策）下のパンツスタン（黒人居住区）化し、西岸支配を維持するために名目だけの自治政府が存続し、ここに日本をはじめ国際社会は多額の援助を提供する仕組みが生まれることになる。ベンベニステさんは「日本が進めているヨルダン溪谷開発のための『平和と繁栄の回廊』プロジェクトは経済協力を通してイスラエルとパレスチナ双方の信頼醸成を目指しているが、ヨルダン川はイスラエルにとって隣国ヨルダンとの国境線になるというのがイスラエル側の公式立場であり、これはヨルダン溪谷の最終的な併合を承認することにつながりかねない」と、警鐘を鳴らす。⁹⁾

ここで、加速するイスラエルの入植活動が地元のパレスチナ住民に及ぼす影響を見てみよう。パレスチナ住民たちは政治、経済、社会的にさまざまな制約を課されている。具体的には、水の問題でユダヤ人入植者たちは農業用の地下水をくみ上げる許可を得ているが、地元パレスチナ住民はこれを申請しても拒否されている。ユダヤ人入植者は年間1500

万立方メートルの水を地下からくみ上げ、パレスチナ人の井戸をくみ干してしまっている。多くのパレスチナ人農民は破産の危機に瀕し、農業人口は現象している。西岸・ガザ地区に入る商品は90%がイスラエルからのもので、パレスチナのビジネスは非常に困難な状況下にある。失業者も多く、パレスチナの労働力の半数は非常に厳しい生活を強いられている。

先に指摘したように、西岸の土地は、「国有地化」などの方法によってこれまでに全体5500平方キロの60%以上が接収されており、「西岸・データベース計画」などの報告によると、2840平方キロが「未開発の土地」として接収され、入植用地のほか、軍事目的、高速道路、公園用などに供された。占領から半世紀を経た西岸には、入植地240カ所（非合法も含む）にユダヤ人62万人が住んでおり、イスラエルの人権団体ベツレムによると、西岸のうち入植地が36.6%を占めている。そしてパレスチナ側が将来の首都と宣言する東エルサレムには地元のパレスチナ住民32万人には及ばないものの、ユダヤ人21万人が移り住み、とりわけ旧市街の「イスラム教徒地区」にも入植を推進するユダヤ人強硬派らが割り込み始めている。

民族自決権 ユダヤ民族に限定へ

これまで本稿で見て来たように、パレスチナを舞台にした中東紛争の核心は、土地所有をめぐる問題であることが分かった。半世紀の及ぶイスラエルの土地所有=占領が将来も続けば、同国のジレンマは一段と深刻化するのには目に見えている。イスラエル国家のユダヤの性格を保つため占領地を併合しないで将来の返還を選択するのか、それとも同地域を併合するのか、あるいは現状を維持し続けるのか。いずれにしても、占領下に置かれる西岸・ガザ住民約300万人の法的地位が最大の焦点になる。併合してパレスチナ住民をイスラエルに受け入れ、同国の市民権を付与する

⁹⁾ 2007年3月、西エルサレムでの筆者とのインタビュー。

と、イスラエルの国会で非ユダヤ系市民が多数を占めることになる。同国人口約900万人のうちアラブ系21% (180万、その他ドルーズ系1.6% /16万など) だが、ユダヤ人とアラブ人による事実上の「2民族一国家」=BI-NATIONALISMが出現し、この結果、従来のユダヤ人国家の性格を失ってしまう恐れがある。占領の長期化を見越してか、イスラエルは2018年7月、国会で右派系議員の提出した法案を賛成62票、反対55票で可決し、同国の憲法に相当する新たな基本法を制定した。この新しい基本法は、イスラエル国家をユダヤ民族の国家と宣言、民族自決権の行使をユダヤ民族に限定すると規定した¹⁰⁾。これは、1948年のイスラエル国家の独立宣言で定めた「宗教、人種、性別を問わずすべてのイスラエル市民に平等、社会的、政治的諸権利を保証する」との民主国家の規定から大きく逸脱しており、公用語からアラブ系住民が使用するアラビア語を外し、公用語はユダヤ人が使用するヘブライ語だけと定めた。

また、この新基本法は、「ユダヤ人の入植地はイスラエルの国益」と宣言して入植地の建設を掲げている。東西エルサレムも「統一したイスラエルの首都」としている。

占領地の併合か返還か、それとも現状維持か—この深刻なジレンマからイスラエルが抜け出せる道はあるのだろうか。

(次回は、第8章「2国家共存」思想—2つのナショナリズムを超えて 参考文献は最終回に一括掲載の予定)

¹⁰⁾ The NewYorkTimes,19thJuly2018.